

成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務委託

2. 業務の目的

成田国際文化会館再整備基本構想策定支援業務（以下、本業務という）は、成田市の文化施設を取り巻く背景を踏まえ、芸術・文化活動の拠点施設である文化会館に求められている機能や目指すべき方向性を整理し、再整備基本構想としてまとめるため、本仕様書に基づき、必要な支援等を実施するものとする。

3. 業務の内容

(1) 市民アンケート調査

市で抽出した2,000人へのアンケート調査（文化会館に求められる機能を把握するためのアンケート調査）の内容の検討、アンケートの実施（発送・回収業務を含む）・整理・結果分析（クロス集計を含む詳細な分析）を行う。また、無回答者への催促を1回実施する。

(2) 市民意見聴取

ワークショップ等、市民意見聴取の方法を検討、提案、計画、実施し、結果について整理、分析を行う。

(3) パブリックコメントの意見集計、整理、分析

(4) 基本理念、施設の目指すべき方向性の検討、助言

各種調査の結果や受託者の経験等を基に、基本理念及び施設の目指すべき方向性について委託者に助言する。

(5) 施設に必要な機能と規模の整理、助言

各種調査の結果や市民アンケート調査等を踏まえ、施設に必要な機能と規模の概要を整理し、委託者に助言する。

(6) 概算建設費の算定

施設に必要な機能から想定される規模を基に、近年の建築業界における物価や需要の状況などを加味した概算建設費の算定を行う。また、現施設の解体撤去費用の見積もりを行う。

(7) 建設敷地に求められる要件の整理

施設に必要な機能や想定される規模、施設の目指すべき方向性等を踏まえ、建築敷地に必要な要件の整理を行う。また、要件や各種法令を考慮した上で現文化会館敷地におけるシミュレーション（配置例図等の作成）を行う。

(8) 基本計画策定に向けた諸課題の整理

整備スケジュール、整備手法、管理運営手法等、基本計画策定に向けて解決すべき諸課題について整理する。

(9) 再整備庁内検討委員会及び外部検討委員会運営支援

会議資料作成、会議への出席等（担当課打合せについては、内容に応じ担当課と調整のうえオンラインやオンラインとのハイブリット形式により実施することができる。）

① 担当課打合せ 10回程度

② 庁内検討委員会 5回程度

③ 外部検討委員会 3回程度

(10) 基本構想印刷用データ作成

本業務及び基礎調査に基づいた基本構想案の作成・・・別紙1参照

(11) その他必要な支援

4. 配置技術者

- ① 本業務受託者(以下「受注者」という。)は、管理技術者及び担当技術者を選任しなければならない。
- ② 管理技術者は、委託契約に基づき、本業務全般の管理及び総括を行うものとし、これを行うために必要な能力と経験を有するものを配置すること。
- ③ 担当技術者は複数設置できるものとし、主たる担当技術者（以下「主担当技術者」という。）には、委託契約に基づき、本業務を実施するために必要な能力と経験を有する文化施設（劇場・ホール機能を持つものに限る。）の整備業務に精通したものを配置すること。
- ④ 受注者は、委託契約締結後、速やかに管理技術者及び担当技術者を選任し、本市に報告しなければならない。

5. 業務の指示

- (1) 受注者は、発注者が定める担当者と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の執行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合や本仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、発注者の指示に従わなければならない。

6. 業務工程表等の提出

受託者は、委託契約締結後、速やかに発注者が定める担当者と十分な打合せを行い、各工程についての作業実施計画を立案し、次の各号に掲げる書類を提出して、本市の承認をうけること。また、実施計画を変更する場合も同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者、担当技術者の業務経歴書
- (3) 業務実施計画書、工程表

なお、委託期間中の会議の開催等は以下のとおり想定している。

- ・令和6年11月中 素案に係る庁内検討委員会の開催
- ・令和7年1月中 素案に係る外部検討委員会の開催
- ・令和7年2月中 素案修正案に係る庁内検討委員会の開催
- ・令和7年3月中 素案修正案に係る外部検討委員会の開催
- ・令和7年6月定例会 パブリックコメント実施の報告
- ・令和7年7～8月 パブリックコメントの実施
- ・令和7年9月中 素案修正案に係る庁内検討委員会の開催
- ・令和7年10月中 素案修正案に係る外部検討委員会の開催

7. 成果品

本業務に係る成果品を以下のとおり提出すること。

- (1) 再整備基本構想 A4判：電子データのみ
 - (2) 再整備基本構想概要版 A4判：電子データのみ
 - (3) 各種引用データ、集計データ、原稿、打合せ記録等：一式（電子データ）
- ※提出物については、変更が生じる場合がある。

8. 履行期間

契約日から令和7年11月末日まで

9. 納入場所

成田市シティプロモーション部 文化国際課

10. 留意事項

- (1) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、公正性及び客観性の確保に努めること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らさないこと。業務終了後においても同様とすること。
- (3) 成果品に引用する各種資料については、商標権・著作権等を遵守すること。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本市に帰属するものとし、本市が成果品を無償で利用できるものとする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸

与、使用、複写、漏えいをしないこと。

- (6) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。

別紙1 基本構想（案）

第1章 基本構想策定の趣旨

- (1) 基本構想策定の背景
- (2) 基本構想策定の目的

第2章 文化会館の現状と課題

- (1) 文化会館の現状と課題

第3章 文化施設を取り巻く状況

- (1) 国・県の法令、計画、施策
- (2) 市の上位・関連計画、施策
- (3) 市内文化施設の概況
- (4) 近隣文化施設の設置状況
- (5) 市外文化施設の再整備事例

第4章 ニーズ調査

- (1) 市民アンケート結果
- (2) 利用者・来場者調査結果
- (3) 文化団体等ヒアリング結果
- (4) ワークショップ結果

第5章 需要予測

- (1) 各種状況調査等
- (2) マーケット動向調査

第6章 新たな文化施設の整備に向けて

- (1) 目指すべき姿
- (2) 基本理念
- (3) 新たな文化施設の役割と担う機能
- (4) 整備すべき主たる施設機能
- (5) 建設地に求められる要件
- (6) 概算事業費

第7章 整備手法

- (1) 整備手法の整理・分析

第8章 基本計画策定に向けた課題事項

- (1) 課題事項の整理

第9章 その他

参考資料

外部検討委員会開催実績

※ 下線部分については、令和4年度に基礎調査として実施済み